滋賀県安全安心な観光バスツアー助成事業

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等を徹底した滋賀県内の観光バスを活用し、観光 遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ、安全安心な観光バスツアープランに対して、予算 の範囲内で助成します!

受付期間	令和2年 <u>9月1日(火)</u> から令和2年 <u>10月31日(土)</u>				
文门规间	※令和2年10月31日(土)当日消印有効、※先着順ではありません。				
催行期間	令和2年 <u>9月7日(月)</u> から令和3年 <u>3月31日(水)</u>				
対象者	〇滋賀県内に事業所等を有する	旅行業法	去に基づく登録旅行業者		
	貸切バス1台あたりの上限				
51 <u>-</u> 8-47	項目		宿泊旅行	日帰り旅行	
助成額	1. バス1台あたりの助成上限		上限 200,000円/台	上限 100,000円/台	
	2. ツアー参加者 1 人あたりの	助成	上限 5,000円/人	上限 2,000円/人	
	上限 1	657	5円(下記①と②の)合計)	
助成上限額	【助成上限の内訳】①バス助成	让限:	100万円, ②ツアー参加	者助成上限:65万円	
	 		宿泊旅行	日帰り旅行	
	①県内貸切バスの利用	滋賀県内の貸切バスを利用するツアーであること。			
	 ②貸切バス感染予防対策	貸切バスの感染予防対策を徹底すること。			
	③感染予防対策周知	ツアー全般において感染拡大防止対策を講じるように企			
		画し、	周知すること。		
		貸切バ	ス1台あたり原則8名以	J上の参加者があること。	
	④旅行人数	募集型	企画旅行は滋賀県民が参	かすることを、また、受注	
		型企画	旅行(組織内募集型を含	む。) については「みなし県	
助成要件		民」が	ツアー参加者の2割程度	までの参加であることを確	
		認すること。			
	⑤観光周遊	滋賀県内における、『観光遊覧船等』または『ロープウェイ・			
	一	ケーブルカー・リフト等』を組み入れること。			
	⑥宿泊	滋賀県内のホテル、旅館等 —			
	© 107H	の宿泊	施設に宿泊すること		
		・国、地方自治体が実施する視察、会議等(教育旅行等は除く。)			
	⑦対象外旅行	・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者(暴力団等)			
		が発注する旅行等			
申請方法	郵送(簡易書留郵便)のみ				

<お問い合わせ> 株式会社 滋賀県旅行業協会 観光バスツアー助成担当

電話:000-000-000(平日:9時 ~ 17時)

〒520-0806 大津市中央三丁目 4 - 2 8 214

滋賀県安全安心な観光バスツアー助成事業

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等を徹底した滋賀県内の観光バスを活用し、観光 遊覧船等の観光周遊素材を組み込んだ、安全安心な観光バスツアーを実施する旅行業者に 対して、予算の範囲内で助成します!

助成金の交付を受けるには、①②の手続きを行っていただく必要があります。

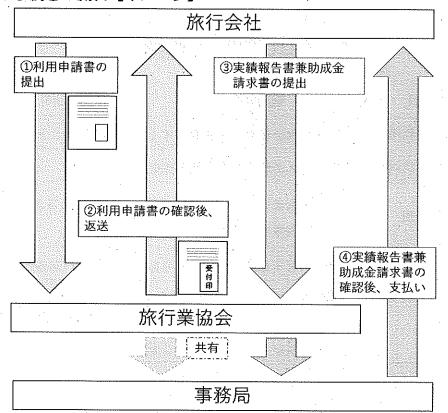
○助成事業の概要

対象者	滋賀県内に事業所等を有する旅行業法に基づく登録旅行業者					
催行期間	令和3年 4月1日(木)	から令和	4年 3月6	8日(日)		
	項目		宿泊	旅行	日帰り旅行	
助成額	1. バス1台あたりの助成上	限	上限 150,	000円/台	上限 75,000円/台	
	2. ツアー参加者 1 人あたり	の助成	上限 5,	000円/人	上限 2,000円/人	
助成 上限額	<u>_</u>	限 60	00万円/	1 事業者		
	要件項目	宿泊旅行 日帰り旅行				
	県内貸切バスの利用	滋賀県内の貸切バスを利用するツアーであること。				
	貸切バス感染予防対策	貸切バスの感染予防対策を徹底すること。				
	感染予防対策周知	ツアー全般において感染拡大防止対策を講じるように企 画し、周知すること。				
	旅行人数	貸切バス1台あたり原則8名以上の参加者があること。				
助成 要件	観光周遊	滋賀県内における、『観光遊覧船等』、『ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等』、『その他有料観光施設』のいずれか 1 か所以上を組み入れること。				
	宿泊	滋賀県内のホテル、旅館等 の宿泊施設に宿泊すること				
	対象外旅行	除く。)			、会議等 (教育旅行等に 条第 2 項各号に該当する	

〇助成金の交付に必要な手続き

	<u>ツア一催行前に</u> 利用申請書の提出が必要です。
①ツアー前に	【提出期間】令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)
行う手続き	【提出先】 滋賀県旅行業協会(大津市中央三丁目4-28)
	【提出方法】郵送(簡易書留郵便)もしくはEメール
	※郵送による提出の場合、令和4年2月28日(月)当日消印有効
	<u>ツア一催行後2週間以内に</u> 実績報告書兼助成金請求書の提出が必要です。
	【提出期間】令和3年 4月1日 (木) から令和4年 3月20日 (日)
② <u>ツアー後</u> に	【提出先】 滋賀県旅行業協会(大津市中央三丁目4-28)
行う手続き	【提出方法】 郵送(簡易書留郵便)
	※実績報告書兼助成金請求書は郵送にて提出してください。
	※計画内容確認依頼書に記載のあるツアー計画と実際のツアー結果が異なる場
	合、助成の対象とならない可能性がありますのでご留意ください。

〇手続きの流れ【イメージ】



滋賀県安全安心な観光バスツアー助成事業

新型コロナウイルス感染拡大防止対策等を徹底した滋賀県内の観光バスを活用し、観光 遊覧船等の観光周遊素材を組み込んだ、安全安心な観光バスツアーを実施する旅行業者に 対して、予算の範囲内で助成します!

助成金の交付を受けるには、裏面①②の手続きを行っていただく必要があります。

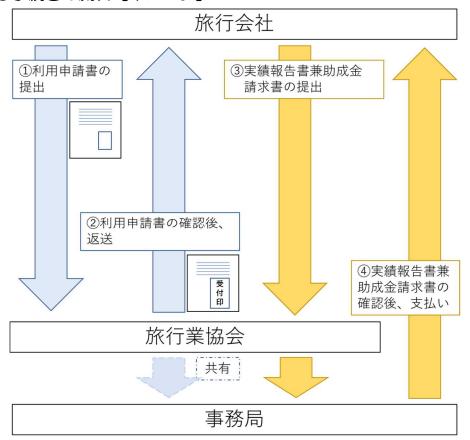
○助成事業の概要

対象者	ンMA安 滋賀県内に事業所等を有する旅行業法に基づく登録旅行業者				
催行期間	令和4年 4月1日(金)	令和4年 4月1日(金) から令和5年 3月30日(木)(帰着日)			
	項目		宿泊旅行	日帰り旅行	
助成額	1. バス 1 台あたりの助成上	限	上限 100,000円/	′台 上限 50,000円	/台
	2. ツアー参加者 1 人あたり	りの助成	2,500円//	1,000円/	′人
助成 上限額	上限 300万円/1 事業者				
	要件項目		宿泊旅行	日帰り旅行	
	県内貸切バスの利用	滋賀県内の貸切バスを利用するツアーであること。			
	貸切バス感染予防対策	貸切バスの感染予防対策を徹底すること。			
	感染予防対策周知	ツアー全般において感染拡大防止対策を講じるように企 画し、周知すること。			
	旅行人数	貸切バス1台あたり原則8名以上の参加者があること。			
助成 要件	観光周遊	滋賀県内における、『観光遊覧船等』、『ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等』、『その他有料観光施設』のいずれか 1 か所以上を組み入れること。			
滋賀県内のホテル、旅館等 宿泊 の宿泊施設に宿泊すること		_			
	対象外旅行	除く。) ・滋賀県		視察、会議等(教育旅行 3 4 条第 2 項各号に該当 3 行等	
	ります。	017			

○助成金の交付に必要な手続き

	はなるようでは、
	<u>ツア一催行1週間前までに</u> 利用申請書の提出が必要です。
① <u>ツアー前</u> に	【提出期間】令和4年 <u>4月1日(金)</u> から令和5年 <u>3月23日(木)</u>
行う手続き	【提出先】 滋賀県旅行業協会(大津市中央三丁目4-28)
	【提出方法】郵送(簡易書留郵便)もしくはEメール
	※郵送による提出の場合、 <mark>令和5年3月23日(木</mark>)当日消印有効
	<u>ツアー催行後2週間以内に</u> 実績報告書兼助成金請求書の提出が必要です。
	【提出期間】令和4年 4月1日(金) から令和5年3月31日(金)
② <u>ツアー後</u> に	【提出先】 滋賀県旅行業協会(大津市中央三丁目4-28)
行う手続き	【提出方法】 郵送(簡易書留郵便) ※3月31日(金)正午必着
	※実績報告書兼助成金請求書は郵送にて提出してください。
	※計画内容確認依頼書に記載のあるツアー計画と実際のツアー結果が異なる場
	合、助成の対象とならない可能性がありますのでご留意ください。

〇手続きの流れ【イメージ】



<お問い合わせ> 一般社団法人 滋賀県旅行業協会 観光バスツアー助成担当

電話:077-526-3239 [平日:9時 ~ 17時](土・日曜日および祝日を除く)

〒520-0806 大津市中央三丁目4-28 E-MAIL: antasiga@alto.ocn.ne.jp



観光施設等魅力向 感染防止支援事業 補助金

宿泊事業者が実施する「新たな観光需要に対応する前向きな取組」や 「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

間付

令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで

※ 郵送の場合、令和3年9月30日(木)当日消印有効 ※先着順ではありません

補 助 対 象 者

滋賀県内で、旅館業法第3条第1項に規定する 宿泊事業者 許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所等が対象 1施設につき 1回限り、 申請が可能

- ※ ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する 店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。
- ※ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条に規定する届出を行って住宅宿泊事業を営む者は宿泊事業者としては対象外

使えます はな事業に

- 1.前向きな取組に関する事業:新たな需要に対応するために導入する設備や物品など
 - > ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等
- 2 感染防止対策に関する事業:感染防止のために導入する設備や物品など
 - > 感染防止に要するマスク、アクリル板、サーモグラフィ等の必需品の導入等

期助 間対

令和2年5月14日(木)から令和4年1月17日(月)まで

※ 令和2年5月14日以降に実施しており、すでに完了した事業も対象となります。

対象期間

※ 令和2年5月14日以降に旅館業法上の営業許可を受けた場合は、その日以降の経費が対象です。

		令和2年5月14日	(木)~令和 4 年 1	月 17 日	1(月)
補		上乗世 令和3年4月1	.日(木)~令和 4 年	1月17	7日(月)
補助率など	※ 補助対象経費が合計40万円以上で対象となります。				
学な		例1)	補助金	例 2)	非接触
تع		購入品 自動検温器		購入品	チェック・

補助率	補助上限
1 2以内	500万円
1 4 以内	250万円

	例1)	
補助へ	購入品	自動検温器
	購入日	令和2年6月1日
金 例	購入経費	100万円
~	補助率	1/2

```
補助金
100万円×1/2
  (経費×補助率)
 = 50万円
```

例 2) 購入品	非接触 チェックインシステム	
購入日	令和3年10月1日	r
購入経費	100万円	M

補助率 1/2 + 上乗せ1/4

補助金
100万円×1/2=50万円
て 100万円×1/4=25万円 (経費×補助率)
合計 75万円

ウェブサイトからの電子申請 または 郵送(簡易書留郵便)

お問い合わせ 申請書の提出先

滋賀県観光施設等魅力向上•感染防止支援事業補助金事務局 事業実施主体 公益社団法人びわこビジターズビューロー

提出書類 - 〒520-0051 滋賀県大津市梅林2丁目1-28 アクティ大津 305号室 滋賀県観光施設等魅力向上•感染防止支援事業補助金事務局

コールセンター 077-536-5066 〈 9時~17時(土・日曜日および祝日は除く) 〉

HP — https://www.shiga-k**21R**oushien.jp/

HPへはこちらから





選票 観光施設等魅力向上。
 感染防止支援事業 補助金

観光事業者が実施する「新たな観光需要に対応する前向きな取組」や 「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

期受 間付 令和3年9月1日(水)から令和3年9月30日(木)まで

※ 郵送の場合、令和3年9月30日(木)当日消印有効 ※先着順ではありません

補助対象者

観光事業者

1事業者につき、1回限り、申請が可能

- (公社)びわこビジターズビューローまたは市町観光協会等※別記1に所属している者 かつ
- 滋賀県内に事務所または事業所(観光施設等)を有し、観光事業を営む者
 - ▶ 観光事業を営む者とは、収益事業として観光客の受け入れを行っている者

1. 前向きな取組に関する事業:新たな需要に対応するために導入する設備や物品など

- > 新たなコンテンツの導入、非接触決済システムの導入等
- 2. 感染防止対策に関する事業: 感染防止のために導入する設備や物品など
 - > 感染防止に要するマスク、アクリル板、サーモグラフィ等の必需品の導入等

神 期 助 間 対

こんな事業に使えます

令和 3年 4月 1日(木)から令和 4年 1月17日(月)まで

など 雑助率

3 4以内

補助上限 300万円

※ 補助対象経費が合計20万円以上で対象となります。

方申法語

ウェブサイトからの電子申請 または 郵送(簡易書留郵便)

別記1 市町観光協会等一覧

- ・(公社)びわ湖大津観光協会
- 草津市観光物産協会
- (一社)栗東市観光協会
- 守山市観光物産協会
- 野洲市観光物産協会
- (一社)湖南市観光協会
- (一社)甲賀市観光まちづくり協会
- 信楽町観光協会
- (一社)近江八幡観光物産協会
- (一社)東近江市観光協会
- 日野観光協会
- 竜王町観光協会
- (公社)彦根観光協会
- (一社)愛荘町観光協会
- 豊郷町観光協会
- 甲良町観光協会
- (一社)多賀観光協会
- (公社)長浜観光協会
- (一社)びわ湖の素DMO
- (公社)びわ湖高島観光協会

お問い合わせ申請書の提出先

滋賀県観光施設等魅力向上•感染防止支援事業補助金事務局

事業実施主体 公益社団法人びわこビジターズビューロー

提出書類 ── 〒520-0051 滋賀県大津市梅林2丁目1-28 アクティ大津 305号室 滋賀県観光施設等魅力向上・感染防止支援事業補助金事務局

コールセンター 077-536-5066 〈9時~17時(土・日曜日および祝日は除く) **〉**

HP — https://www.shiga-ka220oushien.jp/

HPへはこちらから

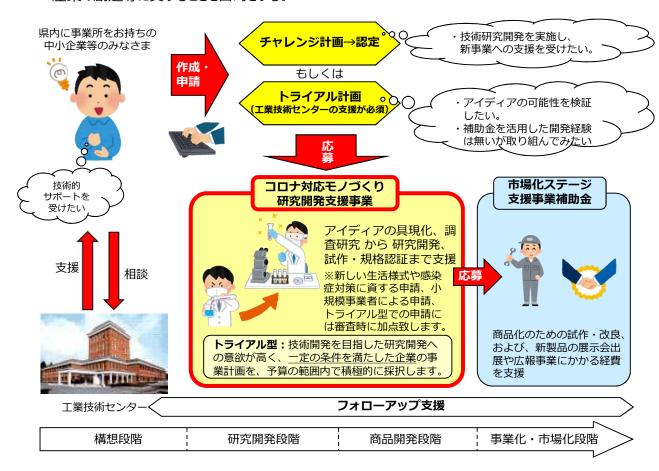




滋賀県コロナ対応モノづくり 研究開発補助金

目的

新型コロナウィルス感染症対応をはじめとした社会の多様なニーズに応えるために、県内中小企業者等が自ら実施する新製品や新技術に関する調査研究、研究開発、試作開発等に要する経費について補助金を交付することによって、中小企業者等の研究開発を促進し、新分野への進出、新産業の創造等に資することを目的とする。



これまでの技術開発補助金との違い

- ○感染症関連開発を積極的に支援します。
 - ※「感染症対応」の技術開発だけではなく、幅広い技術開発における課題が支援対象
- ○補助金活用実績が少ない企業のチャレンジ意欲を応援します。
- ○規格等の認証にかかる経費を補助対象とします。

お問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL:077-528-3794

補助対象者

① トライアル型

過去5か年において、滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の採択実績がなく、かつ、工業技術センターの支援を受けて実施計画(トライアル計画書)を作成し、補助事業を実施しようとする中小企業者等

② 一般型

チャレンジ計画の認定を受け、その計画を実施する中小企業者等

補助対象経費

- •原材料費
- 機械装置・工具器具費
- ●外注費
- •技術指導受入費

- ●研究開発委託費
- ●直接人件費(一般型のみ)
- 産業財産権取得費
- ●規格等認証費

補助内容

区分	補助率	補助金限度額
トライアル型	2/3	200万円
一般型(単独研究)	1/2	原則2,000万円
一般型(共同研究)	2/3	※小規模事業者枠300万円

※共同研究:事業者等と大学等の2者以上の連携体で、共同研究契約書等 により研究開発の役割分担等の取り決めて実施されるもの

審査時の配慮

<u>トライアル型</u>、感染症を踏まえた社会変革やその対策に資する研究開発課題、<u>小規模事業者</u>による申請については、審査時に加点をします。

お問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL:077-528-3794

サプライチェーン再構築等支援事業

商工観光労働部 モノづくり振興課 (内 3793)

【予算額83百万円】

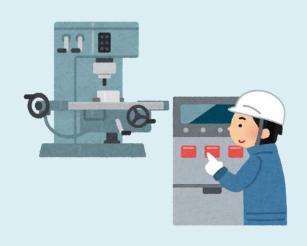
事業の目的

県内に事業所を有する中小企業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損したサプライチェーン再構築や業種転換などに対応するため、その設備導入等を支援することで、県内製造業への影響低減と生産回復を図る。

事業の概要

県内中小企業が取り組む次の事業への支援

- ①新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの毀損等により、海外に発注していた部品を自社製造に切り替えるための設備導入
- ②新たな受注や業種転換による新製品生産のための設備導入





【滋賀県産業支援プラザへの委託事業】

補助金内容

①補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者等が、海外に発注していた部品の自社製造への切り替えや新たな受注に対応するための設備導入等を実施する事業

②補助対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者 (みなし大企業を除く)

③補助対象経費

- ・機械装置又は工具器具の購入、据付け、 借用又は修繕に要する経費
- ・工事費
- ・原材料及び副資材の購入に要する経費
- ・技術指導の受入に要する経費
- ・その他、知事が特に必要と認める経費

4補助率

2/3

5補助上限額

10,000千円

地場産業組合設備整備支援事業費補助金の概要

9月補正予算額:75,000千円

目的

県内の地域経済を支える地場産業の技術を最大限に発揮できるように支援を実施する。

事業

補助対象者

県内の地場産業組合

補助対象事業

新型コロナウイル感染症の影響を受けた県内の地場産業を支援するため、地場産業組合の新たな商品開発、生産体制の強化に必要であり、 製品の品質向上につながる生産設備の新設または増設(既存の製品に はない新たな商品開発や品質向上につながるものであること)

補助対象経費

機械装置または工具器具購入費、備品購入費、運搬費、設置費、工事費、その他特に必要と認める経費

補助率

2/3

3/4 (要件:組合の売上高が前年より50%以上減少。※)

補助金額

上限: 2,500万円、 下限: 30万円

申請期間

10月下旬から1カ月程度を想定

※ 国が実施する持続化給付金に準じる想定

令和3年度

近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金

購入費用の3/4を補助!

1事業者あたり上限 100万円

さらなるおもてなし向上のために活用

地場産品購入

HOTEL

Restaurant

では、

Restaurant

では、

Restaurant

Restaurant

Restaurant

補助対象事業者

滋賀県内の

- ・宿泊施設(旅館・ホテル、簡易宿所)
- ・飲食店(その場で飲食させる施設に限る) いずれも感染症対策を行った施設であること。

補助対象

近江の地場産品(地場産業製品、伝統的工芸品、びわ 湖材、琵琶湖産淡水真珠)をおもてなしのための装飾 品、調度品、食器、感染症対策用品等として使用する ために購入する経費が対象です。

- ※御不明の点はお問い合わせください。
- ※食品や配布・販売のための購入は対象となりません。
- ※送料も補助対象です。
- ※いずれも消費税および地方消費税は対象外です。

受付期間

令和3年8月2日(月)~令和4年1月14日(金)

※受付期間中であっても、交付決定額の合計が予算額に達し次第、受付を終了します

お問い合わせ

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

TEL: 077-528-3791 e-mail: fd00@pref.shiga.lg.jp

※申請様式、応募についての詳細は県のホームページに掲載しています。

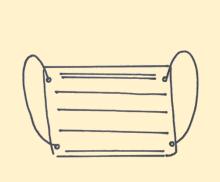
 \rightarrow https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/320018.html

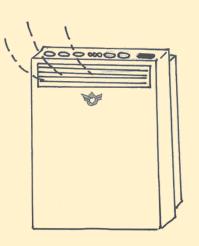
新しい生活・産業様式確立支援事業について

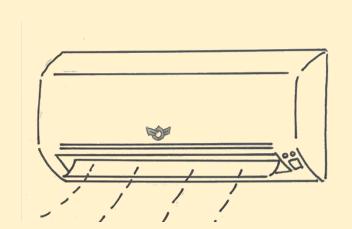
4月1日以降に購入した物が対象です

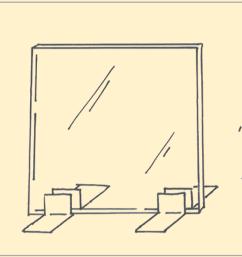
滋賀県内事業者の皆さんの新型コロナウイルス感染症対策を支援します!!













(十分な予算額を確保しています。申請順に審査しますが、早い方が有利と言うことはありません)

注意!

申請時には領収書やレシートが必要になります。

●制度の概要

新型コロナウイルス感染症の対策として、県内中小企業等の新しい生活・産業様式の確立に向けた取組(マスク、空気清浄機、エアコンの購入等)を支援するため、助成金を支給します。

●助成金の対象者と対象額

対象 : 中小企業および個人事業主等

※医療機関・薬局等および介護・障害福祉サービス事業者、児童福祉施設等、ホテル・旅館、公共交通事業者は、本事業の対象外です。 別事業を準備しておりますので、そちらのご利用をお願いします。

対象額:上限10万円、下限5万円(助成率:10/10)

※申請は、1事業主につき1回のみです。

●助成の対象となるもの(例)

マスク、消毒液、アクリル板、空気清浄機、網戸の新設、キャッシュレス機器、サーモカメラ、体温計、手袋、自動ドア、エアコン等

●申請期間と申請方法

申請期間 : 令和2年8月20日(木)~令和2年11月20日(金)

申請方法 : オンライン申請(郵送については準備が整い次第受付を開始します)

URL: https://www.shiga-joseikin.com

※詳細はこちらでご確認ください。



●注意

助成にあたり、<u>実際に購入されたことが分かる領収書やレシートが申請時に必要となりますので、</u> 捨てずに保管しておいてください。

お問い合わせ : 滋賀県新しい生活様式支援コールセンター 0570-005-516

受付時間/平日 9 22600~17:00



12月6日(月) 購入応募開始!

湖国のお店応援

尼拉美術到

利用期間

令和4年 1月8日田~2月28日月

滋賀県からうれしいお知らせ

プレミアム付きデジタル商品券が期間限定で登場。 5,000円で7,500円分 10,000円で15,000円分のクーポンが買える!

クーポンご応募・ご利用は

スマートフォンから



お問合せ

応募する

令和3年 12月6日(月)~ 20日(月)

「region PAY(リージョンペイ)」 アプリをご自身のスマホにインス トールし、「ここクーポン」のペー ジから応募してください。

抽選 令和3年 12月下旬

いつもより

ちょっと贅沢♪が叶う

応募多数の場合は 抽選となります。 1回あたり 1500円以上の ショッピングで!

利用する

令和4年 1月8日(土)~ 2月28日(月)

登録店舗にあるコードをスキャンして決済します。



滋賀県内の小売業・サービス業・飲食業の登録店舗 登録店舗はHPにて随時更新中」※全国チェーンのドラッグストア・

コンピニエンスストア・家雷大型専門店は対象外です。

家電大型専門店は対象外です。

滋賀県ここクーポン事務局コールセンター

受付時間:10~18時(12/1~3/11)

©0570-065-008

(土・日・祝・12/30~1/3は休) ※1/8~2/28は無休

□ https://koko-coupon.com

滋賀県 ここクーポン 検索

